

〔収運業〕（産廃別表）

産業廃棄物収集運搬業における事業の範囲

No.	取り扱う産業廃棄物の種類	取扱いの有無	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
1	燃え殻		/	/	
2	汚泥				
3	廃油		/		/
4	廃酸		/		
5	廃アルカリ		/		
6	廃プラスチック類				/
7	紙くず		/	/	/
8	木くず		/	/	/
9	繊維くず		/	/	/
10	動植物性残さ		/	/	/
11	動物系固形不要物		/	/	/
12	ゴムくず		/	/	/
13	金属くず		/		/
14	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず				/
15	銧さい		/	/	
16	がれき類			/	/
17	動物のふん尿		/	/	/
18	動物の死体		/	/	/
19	ばいじん		/		/
20	政令第13号廃棄物		/	/	/

《記載方法》

【新規申請・更新申請の場合】

- ・取り扱う産業廃棄物の種類について、「取扱いの有無」欄に○印を付けてください。
- ・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱う場合には、該当箇所に○印を付けてください。

【変更許可申請の場合】

- ・「取扱いの有無」欄に、既に許可を取得している産業廃棄物には◎印を付け、今回の申請で追加するものに○印を付けてください。
- ・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等についても同様に、既に許可を取得しているものに◎印を、今回の申請で追加するものに○印を付けてください。

（注）斜線になっている産業廃棄物の取扱いがある場合には、具体的な製品名、排出事業場等について、『様式第6号の2（第1面）事業計画の概要を記載した書類』の「2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等」欄に記載してください。

（内容を説明する書類等の提出を求める場合があります。）